

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所
〒920-0932
金沢市小将町3番8号
TEL 076-232-0130
FAX 076-232-0129
URL:<http://kenroku.net/>
平成24年11月 第15号



(兼六園)

目 次

原発事故から	2	事務職員能力認定試験に合格して	4
開講!! 金沢知的財産勉強会	2	昼食会をしています	4
副会長になりました	3	暮らしに役立つ豆知識	4
Facebookを始めました！	3	編集後記	4

原発事故から



弁護士
小堀 秀行



福島の原発事故は私たちに様々な教訓を残しました。私が印象に残っているのは、職員の撤退をめぐる東電社長と枝野官房長官（当時）のやりとりです。東電社長は、「枝野氏に一部撤退の相談をした」と言い、枝野氏は「全面撤退の相談を受けた」と反論しています。

民間、国会、政府と三つの事故調査委員会がヒヤリング調査などを行いましたが、両者の言い分は平行線で、どちらが本当かハッキリしていません。

私は「どちらも本当」と推測します。東電社長は、一部撤退のつもりで「原発から職員を撤退させたい」と言い、枝野氏は「原発から職員を撤退させたい」という社長の言葉を全員撤退という意味で聞いたというのが真相であると思います。

同じ言葉なのに、言う人と、聞く人で意味内容が異なります。こんなことは少なくありません。もめ事の原因の多くはそういうところにあります。法律事務所に持ち込まれる深刻な紛争も些細な食い違いから生じることが多いものです。事故対応などにおいては齟齬があってはなりませんが、私たちの日常生活では、何事も善意に解釈するようにしたいと思います。

開講!! 金沢知的財産勉強会



弁護士
二木 克明

このほど、金沢市の有志の弁護士と弁理士とで、金沢知的財産勉強会を開講しました。これは、知的財産権について実務に直結する勉強をしたいという企業の皆様の要望に答え、とかく敷居が高い、と言われる弁護士や弁理士に気軽に相談できるようにしよう、という趣旨で開かれたものです。

第1回目は、10月12日に、「営業秘密と不正競争防止法」というテーマで行われました。「辞めた従業員が顧客リストを持ち出し取引先を奪っている」「仕入れ先リストがライバル会社の手に渡り、同じように安く販売を開始された」「当社のノウハウを盗んで利用している会社が顧客を奪っている」といったトラブルが後を絶ちません。かかるトラブルを未然に防止するにはどうするか、ということを実践的に学びました。

この会では、勉強会の後、懇親会も設けられ、そこで更に弁護士や弁理士に実践的なことや本音などについて意見交換できるように致しました。

これまでになかった画期的な取り組みですが、参加者からは好評を博しております。

第2回は11月9日に、「商標管理について」というテーマで行われました。第3回は、12月14日に「著作権問題」で行う予定です。興味のある方は、是非ご参加下さい。申し込みやお問い合わせは二木までどうぞ。



副会長になりました



弁護士
森岡 真一

私は、今年度、金沢弁護士会の副会長をしております。

現在、石川県には144名の弁護士があり（平成24年10月1日現在），全員が金沢弁護士会に所属しています。「金沢弁護士会」と聞くと、金沢市の弁護士の集まりだと思われることがありますが、石川県の全域をカバーしております。

弁護士会は強制加入団体といいまして、弁護士として仕事をするために、必ず、弁護士会に所属している必要があります。

全国には、弁護士会が52あります。基本的に、都道府県に1つですが、東京は3つ、北海道は4つの弁護士会があります。ちなみに、弁護士会の中で、県名がついていないのは、仙台、横浜、金沢の3つだけです。

日本全国の弁護士会の集まりが、日本弁護士会連合会であり、「日弁連」と言われているところです。

どんな職業・土業であっても、監督官庁があります。司法書士は法務省、税理士は国税庁、一級建築士は国土交通省などというように決まっています。そして、職務上の違反や問題があった場合には、監督官庁から処分がなされます。ところが、弁護士会には監督官庁がありません。それは、弁護士は国家権力とも対峙して基本的人権を擁護しなければならないという職責を担っているため、国家機関から指導・監督を受けるようでは国家権力と戦うことが出来ないからです。

そのため、弁護士会には独自の自治権（弁護士自治）があり、弁護士に不正があった場合には、弁護士会が除名・営業停止等の懲戒処分を下すこととなります。

弁護士会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命を果たすため、非常に重要な役割があります。私の副会長としての職務も半分終わりましたが、最後までしっかりと職責を果たしたいと思います。



Facebookを始めました!



弁護士
小倉 悠治

Facebookとは、今年5月に株式上場したFacebook, inc. が提供しているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上での社会的ネットワーク）です。日本でも様々な人が自らの情報を発信したり、同じ興味関心を抱いている人と情報を共有したりするために利用しています。弊所でも今年5月からFacebookのページを開設いたしました。隨時、事務所の考え方やトピックを発信しています。

興味関心のある方はFacebook内で検索をしていただくか、右下のURLにアクセスして、ページを見つけたら、「いいね！」をクリックしてください。



<http://www.facebook.com/kenroku.net>



事務職員能力認定試験に合格して

日高功志

昨年、日弁連が実施する事務職員能力認定試験に合格致しました。この試験は「提供する法律事務の品質保証」を目的として実施されているものですが、この試験で問われる知識は事務職員として最低限必要な知識にすぎず、この試験に合格したからといって、事務職員として十分な素養・資質があるという訳ではありません。弁護士の仕事を最大限サポートし、依頼者の方に最良な法的サービスを提供させて頂くためには、法律知識の習得はもちろんのこと、挨拶や言葉遣いなど、さらなる研鑽が必要です、日々精進して参ります。

なお、今年は市川、小笠原、西上原の3名が合格しました。



昼食会をしています

事務所内のコミュニケーションをとるため、弁当を食べながら月に数回昼食会をしています。話題は仕事、プライベート、最近の出来事などいろいろな話をしています。



編集後記

福島の友人から一枚のハガキが届きました。東日本大震災から時間がたち生活も落ち着いた、心配してくれて有難うという内容でした。手書きの手紙に感動しました。デジタルのデータが多くなっている現代ですが、大事なのは伝えたいという想いなのかなあとthoughtいました。これからも心をこめて事務所報をお届けしたいと思います。(市川)

暮らしに役立つ

豆知識

No.14

裁判員制度

ろく美：大変大変！裁判所から呼び出し状がきたの！

けん爺：なんか、悪いことをしたのか？

ろく美：それが、裁判員の候補者になったといふことらしいのよ。

私は法律の勉強したことないから、そんなの出来ないし、困ったな..。

けん爺：法律の勉強をしたことなくても大丈夫じゃよ。

ろく美：他人事だと思って、そんないい加減なことを言って！

けん爺：いやいや、裁判員裁判の制度は一般市民の感覚を取り入れようとして出来た制度だから、法律の知識は問題とされないんじゃよ。

ろく美：でも、法律も知らないで裁判が出来るの？

けん爺：もちろん、誰も法律を知らなかったら無理じゃよ。

裁判をするときには3人の裁判官と6人の裁判員で決めることになる。

法律的なことについては、裁判官がいるから大丈夫なんじゃよ。

ろく美：でも、弁護士や検察官の言うこと聞くんでしょ。難しそうだしなあ。

けん爺：弁護士や検察官だって、裁判員が法律の素人だと分かっているから、わかりやすく話をしてくれるはずじゃ。

ろく美：本当に？

けん爺：彼らは自分の主張を裁判員にわかってもらわないといけないじゃろう。

ろく美：そうね。

けん爺：だから、どうすれば一般の人にわかりやすく話ができるかについて研修を受けたり、練習したりしているんじゃないよ。

ろく美：へえー、なんだ。それって、なんかうれしいな。

けん爺：だから、大丈夫じゃよ。

ろく美：何となく、やれそうな気がしてきたわ。もうちょっと、詳しく教えてよ。

けん爺：では、次回に続くじゃな。



ご安心ください。
こんな裁判官はいません。